

習志野市教育委員会会議録
(令和8年第4回定例会)

- 1 期 日 令和8年4月22日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後3時05分
閉会時刻 午後4時49分
- 2 出席委員
- | | | |
|--|-------|-----------|
| | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | 委 員 | 高 橋 浩 之 |
| | 委 員 | 馬 場 祐 美 |
| | 委 員 | 鎌 田 尊 人 夫 |
| | 委 員 | 竹 谷 嘉 夫 |
- 3 出席職員
- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 学校教育部長 | 上 原 香 |
| 生涯学習部長 | 海老原 智 実 |
| 学校教育部参事 | 佐々木 博 文 |
| 学校教育部次長 | 大 竹 博 和 |
| 生涯学習部次長 | 川 窪 一 就 |
| 学校教育部副参事 | 志 摩 豊 |
| 教育総務課長 | 中 野 充 |
| 学校教育課長 | 奥 秋 裕 司 |
| 児童生徒指導課長 | 櫻 井 智 之 |
| 学習指導課長 | 田 中 紀代美 |
| 総合教育センター所長 | 青 野 孝 幸 |
| 社会教育課長 | 河 栗 太 一 |
| 生涯スポーツ課長 | 伊 東 尚 志 |
| 学校教育部主幹 | 石 井 義 之 |
| 学校教育部主幹 | 西 川 彰 |
| 学校教育部主幹 | 藤 代 薫 |
| 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 袴 田 武 志 |
| 学校教育部主幹 | 鈴 木 貴 幸 |
| 学校教育部主幹 | 新 井 理 香 |
| 学校教育部主幹 | 鶴 岡 佑 介 |
| 学校教育部主幹 | 松 田 裕 美 |
| 生涯学習部主幹 | 松 浦 史 浩 |
| 学校教育課主任管理主事 | 伊 藤 将 啓 |
| 児童生徒指導課主任指導主事 | 渡 辺 明日子 |
| 学習指導課主任指導主事 | 坂 井 祐 介 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和8年習志野市議会第1回定例会一般質問等について
- (2) 令和7年度末教職員の人事異動等について
- (3) 谷津幼稚園の園児数減少への対応について
- (4) 令和7年度いじめアンケート集計結果と令和8年度いじめ未然防止施策について
- (5) 令和7年度コミュニティスクールの実施状況について
- (6) 令和7年度中学校部活動地域展開に関わる生徒・保護者・教職員アンケートの結果報告について
- (7) 臨時代理の報告について(令和8年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について)
- (8) 臨時代理の報告について(習志野市教育支援委員会委員の委嘱について)

第3 議決事項

- 議案第18号 習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第22号 令和8年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言。

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

令和8年4月1日から不在となっていた、教育長職務代理者の指名を行う。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項の規定により、教育長が指名することとなっているため、高橋浩之委員を教育長職務代理者として指名した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(7)及び報告事項(8)並びに議案第19号ないし議案第22号を非公開とし、議案第22号の非公開部分の会議録について、教科用図書採択の業務が完了した後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和8年第3回定例会の「議案第12号習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」における、高橋委員からの質疑に対する保留答弁を許可した。

奥秋学校教育課長

「議案第12号習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の質疑中、保留となっていた高橋委員からの「登下校時の見守りを学校の先生がどの程度やっているのか」との御質問にお答えする。令和7年度の登下校の見守りについては、小中学校を通じて、毎日教職員が見守りをを行っている学校が13校、学期初めなどと時期を決めて教職員が見守りをを行っている学校が6校、教職員ではなく地域や保護者の方が毎日見守りをしている学校が4校である、と回答。

高橋委員

この数字に対し、今どうこうということはないが、先日の報告については実態をつかんでおいて今後それがどう変わっていくかを見るのがやはり大事だと思うので、他の件も同様であるが、そこをぜひよろしくお願ひしたいと発言。

奥秋学校教育課長

今後、調査して、検討してまいりたいと発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、保留答弁は終了した。

小熊教育長

令和8年第3回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和8年習志野市議会第1回定例会一般質問等について (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和7年度末教職員の人事異動等について (学校教育課)

奥秋学校教育課長

報告事項(2)「令和7年度末教職員の人事異動等について」、説明する。

令和7年度末教職員の人事異動については総計187名の異動があった。また、定年年齢が62歳に引き上げられ、令和7年度の定年退職者はいない。

1の表を御覧いただきたい。定年延長者及び暫定再任用者数を示している。62歳まで退職を延長した定年延長者が18名、62歳の定年を迎える前に退職し再任用として働く定年前再任用者と、定年を迎えた63歳から65歳の暫定再任用者が合わせて38名である。そのうち、フルタイム勤務が25名、短時間勤務が13名である。役職定年は60歳であるが、61歳からも管理職をお願いする特例任用管理職は令和8年度においては小学校長2名、中学校長1名である。定年退職後に管理職をお願いする暫定再任用管理職は校長1名、教頭1名となっている。

2の表を御覧いただきたい。本年度の臨時的任用教諭の一覧である。これまで講師としていた職名は、令和7年度から臨時的任用教諭に変更となっている。臨時的任用教諭の未配置は4月1日現在ゼロであり、また、本年度もスクールサポートスタッフは全校に配置することができた。

3の表を御覧いただきたい。正規の教職員の異動の概要である。管外・管内他市への異動者が若干増加し、その分市内異動者が減少している。定年延長により退職者が減っていることもあり、新規採用者数は減少している。

4の表を御覧いただきたい。葛南教育事務所管内と習志野市の管理職の状況である。千葉県教育委員会女性職員活躍推進プランによれば、管理職に占める女性割合として校長は26%を、副校長・教頭は30%を目指すと言われていた。本市においては、校長は達成、副校長・教頭については、あとわずかで達成するという状況である、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 谷津幼稚園の園児数減少への対応について

(学校教育課)

鈴木学校教育部主幹

報告事項(3)「谷津幼稚園の園児数減少への対応について」、説明する。

初めに、本市では、社会経済情勢の変化や少子化が進行する中で、保育需要が増加する一方、市立幼稚園では園児数が年々減少し、集団教育に課題が生じている状況となっている。市立幼稚園については、本年2月の教育委員会第2回定例会で御協議いただき、3月に策定した就学前教育・保育に係る市立施設のあり方において、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画での方針を踏襲し、集団教育を維持する観点から、4歳児・5歳児ともに1学年10人以下となる場合に、同一中学校区の市立こども園との統合を視野に検討を始めることとしている。

次に、本年4月1日時点の谷津幼稚園の園児数は、4歳児3人、5歳児4人となり、5月1日時点の園児数が、4歳児・5歳児ともに10人以下となった場合は、同一中学校区の向山こども園との統合を視野に検討を開始することとなる。園児数が減少している理由としては、就学前児童人口が減少していることと併せて——こどもの成長とともに保護者は幼児教育または保育のいずれかの施設の利用を選択することになるが、共働き家庭の増加等により、保育が必要な家庭が増加し、保育需要に比べ相対的に幼児教育需要が減少していることなどから、園児数が減少しているものと捉えている。

今後の検討の進め方については、これまでに同様の状況となって保護者を含め検討を進めた結果統合することになった大久保東・津田沼・屋敷の各幼稚園と同様のスケジュールで進めることとし、5月下旬から保護者との協議を開始する。保護者との協議は、今後、谷津幼稚園をどのようにしていくことが子どもたちにとって良い環境なのかといった視点から、市が今後の方針を決定するための意見交換の場と位置付けており、統合する場合の時期についても、保護者との協議の中で検討することになる。また、地域に対しても、まちづくり会議において保護者との協議の内容を報告し、本年12月を目途に市としての方針案を定め、改めて教育委員会会議でご意見を伺うこととしている、と概要を説明。

鎌田委員

こども園に統合するというのは人数的にも仕方のないことかと思う。数年をかけて統合していくことかと思うが、新たに入園して途中で変わるというのは、こどもにとってかわいそうかなとも思うが、来年度4歳児が入るか、入らないかというのはどうか、と質問。

鈴木学校教育部主幹

統合の時期等を含め保護者と協議する中で決定していくので、現時点で統合ありきという検討ではない、と回答。

鎌田委員

しばらくは新規で入園するこどももいるということで、これは仕方がないということか、と質問。

鈴木学校教育部主幹

お見込みのとおりである、と回答。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 令和7年度いじめアンケート集計結果と令和8年度いじめ未然防止施策について (児童生徒指導課)

櫻井児童生徒指導課長

報告事項(4)「令和7年度いじめアンケート集計結果と令和8年度いじめ未然防止施策について」、説明する。

スライド番号2番を御覧いただきたい。令和元年度から令和7年度までの小学校におけるいじめ認知件数の経年変化である。コロナ禍を除き、認知件数は微増傾向にあるが、前年に比べると約43件減少している。いじめアンケートについては、アンケートでいじめありとの回答のあったものは全ていじめとして認知し、各学校で必要な聞き取り、調査を行っている。小学校のアンケートで毎年2千件を超えるいじめが認知されているが、低学年ほど認知件数が多く、学年が上がるにつれて件数が減少する傾向がある。これは、毎年度いじめアンケートを実施し、対応を重ねることで、いじめの定義というものへの理解が児童の中で深まっていることが要因として考えられる。アンケートで把握した事案については、一つ一つ丁寧に対応し、認知から解消につなげていくことが大切だと考えている。

スライド番号3番を御覧いただきたい。中学校におけるいじめの認知件数の経年変化である。傾向としては小学校と同様であるが、ここ数年は100件前後を推移している。また、小学校と同様、中学校においても1年生ほど認知件数が多く、学年が上がるにつれて減少する傾向にある。

スライド番号4番を御覧いただきたい。令和7年度2学期までに認知したいじめの解消状況である。いじめの解消とは、ガイドラインでは目安として3か月、同様のいじめが起きていないこととされており、2学期にいじめを認知した件数のうち、3学期のアンケート時点の回答において大体解決しているがまだ続いている、まだ続いていると回答した件数が小学校で14件、中学校で4件となっている。アンケートの性質上、2学期にいじめありと回答したところから3学期のアンケート時点で認知した事案については3か月を経過していないものがこの14件と4件の大半を占めている。

なお、分母として示している小学校で2,563件、中学校で109件という件数については、3学期に新たに認知した件数も含まれているので、2学期までに認知した件数を厳密に申し上げますと、正しくは小学校で1,984件、中学校で88件であり、これらのうち小学校で14件、中学校で4件が3学期の時点で未解消ということである。訂正してお詫び申し上げます。それぞれの未解消の事案については、解消に向けて、児童生徒指導課も学校と連携しながら、継続して対応してまいります。

また、令和7年度3学期に新たに認知した事案とここに示した未解消の事案については、翌学期である令和8年度1学期のいじめアンケートにおいて解消状況を確認していく。年度をまたいで

も組織で対応できるようにしてまいりたい。

スライド番号5番を御覧いただきたい。いじめの態様についてである。こちらのグラフは、令和7年度1年間のいじめの態様を集計したものである。小・中学生ともに、「からかい等」が1番多い結果となっており、次いで、小学校では「暴力」、中学校では「仲間外れ・無視」が多くなっている。グラフで示されている「暴力」とは、いじめアンケートでは、たたかれたり、足で蹴られたりすると定義されております。他にも、「金銭の要求」はお金をもって来るように言われたり、取られたりすると、「無理強い」は恥ずかしいことや嫌なことをさせられると定義づけた上で回答していただいている。個別具体的な内容については把握していないが、各学校においていじめアンケートを受けて聞き取りを行い、対応をしているところである。先ほど申し上げた金銭にかかる事案は、触法行為に類するものであると考えており、警察等の関係機関との連携をしっかりとってまいりたい。

この他、SNS・メール・ネット掲示板・オンラインゲームなど、情報機器を通して他者と関わることでいじめにつながるケースもある。匿名性や即時性により相手の感情が見えにくく、軽はずみな発言がエスカレートしやすいことも要因と考えられる。投稿したものが24時間で消えてしまうような機能もSNSにはあり、こういったものを使用したトラブルもある。学校がトラブルを把握した際にはそれを確認することが困難となっているケースも見られる。今後も、青少年センターの情報モラル教育等と連携しながら、しっかりと徹底して、早期相談体制の整備や家庭と連携した利用ルールの明確化を推進してまいりたい。

スライド番号6番を御覧いただきたい。特定の誰かとの相談が難しい児童生徒の窓口として、匿名で相談できるアプリ「習志野子どもホッとライン」がある。前年度のアプリの相談件数は2月末日現在で、合計で小学生250件、中学生99件であった。そのうち、いじめに関する相談は、円グラフの青い部分で、小学生54件、中学生3件であった。このアプリが匿名であるため、個人の特定をすることが難しい部分はあるが、相談者と担当者で丁寧なやり取りを行い、相談者の不安を解消できるよう寄り添って対応をしている。総合教育センターで、このアプリを通していじめに関する内容を受け取った際は、速やかに児童生徒指導課と——昨年度で言えば指導課と情報共有をしている。

スライド番号7番を御覧いただきたい。ここからは、令和8年度いじめ対策についての御説明をする。スライドに示してあるように、未然防止、早期発見、初期対応、困難状況対処という4つのフェーズに分けて、それぞれの取組を御説明させていただく。

スライド番号8番を御覧いただきたい。1点目は、いじめ未然防止に向けての取組である。生徒指導提要等でも示されているように、いじめの未然防止には日常的な指導の充実が不可欠である。学級には様々な児童生徒がおり、特性によって得意、不得意にも差がある。こうした多様な児童生徒を細やかな配慮や手立てにより包摂することで、「できた」や「分かった」を積み重ね、児童生徒一人一人の自己肯定感、自己有用感を高める中で、いじめ未然防止につなげていく。

なお、一例として、スライドに「指示の明確さ」や「視覚的な支援」、「個の発言を全体へ問い返す」と示したようなユニバーサルデザインの視点に立った授業づくり、教育環境づくりをすることは、生徒指導の機能を生かした授業の基本にもつながり、このことがしっかりとできることで経験年数に関わらず授業が進められ、生徒指導の機能がしっかりとする。そういった授業を作っていけるよう、その啓発資料を早い段階で作成し、学校に周知するとともに、要請に応じて児童生徒指導課職員が直接学校に指導助言に当たりたいと考えている。

スライド番号9番を御覧いただきたい。いじめ未然防止として、この他、昨年度に引き続き、専門家によるいじめ防止の出張授業や研修、ネットモラル啓発授業にも取り組んでまいりたい。

スライド番号10番を御覧いただきたい。2点目は、いじめ早期発見に向けての取組である。早期発見のためには、児童生徒に関わる全ての教職員が共通した視点のもと、アンテナを高く張ることが重要である。若年層が増加する現状において、こういった視点で児童生徒を観ることが違和感の気づきにつながるのか、チェックリストを作成してまいりたい。また、いじめの認知におい

では、いじめ防止対策推進法では、児童生徒が感じる心身の苦痛をポイントとして挙げている。具体的な事例に基づいて、学校職員がいじめ認知の理解を深められるよう、各校の校内研修において短時間で実施できるミニ研修資料を作成し、いじめ認知に関する理解の深化を図っていく。また、児童生徒指導課職員が講師となり、校内研修の講師、要請訪問も行っていく。

スライド番号11番を御覧いただきたい。3点目は、捉えたいじめの兆候に対して、迅速な初期対応を促すための取組である。令和8年1月に改訂した習志野市いじめ防止基本方針では、いじめの疑いを捉えてから、事実の確認、指導、その後の経過観察に関する流れをお示した。今年度前半を目途として、スライドに示しているような詳細フローを策定してまいりたい。1つ目は、いじめの疑いをつかみ、集約担当、管理職に情報が上がった段階で24時間以内に校内組織でいじめの認知または経過観察の方針を決めることである。2つ目は、校内組織においていじめを認知した場合には、48時間以内に市教委へ確認された事実、学校としての対応方針について一報を上げることである。3つ目は、その際、学校からの要請に応じて児童生徒指導課指導主事を派遣し、対応方針について指導・助言に当たることである。なお、最初に捉えたいじめの兆候が重大事態につながる可能性がある場合は、校内組織を招集する前に即時一報として市教委に上げていただくことを考えている。この流れを徹底することにより、迅速な初期対応の実現を目指してまいりたい。

スライド番号12番を御覧いただきたい。4点目は、いじめ困難事態への対応に向けての取組である。いじめ等の学校問題の対応において判断に迷うケースでは、法務相談により弁護士の助言の下で対応に当たることにより解消に向かうケースがある。現状、各学校ではどのような場面で法務相談にかけることが適切なのか迷ってしまい、対応が後手に回ってしまうことも想定される。そこで、いじめ事案法務相談活用ガイドを策定していきたいと考えている。具体的なケースを例示し、どのような場合に法務相談にかけることによって問題解決につながるのかということを知ってまいりたい。

スライド番号13番を御覧いただきたい。これまでに御説明をした4つのフェーズにおいて具体的な取組を進めることで、いじめ問題に対応してまいりたい。

今年度到新設された児童生徒指導課は、課のメインテーマとして「エンゲージメント」を掲げている。この言葉には、主体的に関わり、つながろうとする気持ちや行動という意味がある。新設されたいじめ・不登校対応の専任課として、指導主事一人一人が主体的に行動し、問題が生じた段階に限らず、日常のいじめ未然防止のための取組などあらゆるフェーズにおいて学校と積極的に関わりながら、いじめ問題の解決に取り組んでまいりたい、と概要を説明。

小熊教育長

ただいまの報告に対する質疑について、もう少し補足して説明をしてもらいたいことがあるので先に質疑をさせていただきたい。

まず、いじめの内容についてのところで個別具体的な内容は把握していないとあったが、そうなると、エンゲージメントないしは主体的な関わりとは違うのではないか。もう少し丁寧に説明していただきたい。

次に、警察と連携をしていないとあったが、私自身の感覚としては、必要なものについては警察と——一般的には保護者が申し出たもの等については、教育委員会とがしっかりと連携をしている。実際の具体的な内容に対して、どのように学校が対応して我々が関わっているのかといったことについても説明してもらいたい、と質問。

櫻井児童生徒指導課長

1点目について、現状のアンケートでは選択する項目に丸印をつけていただき、その他の部分が具体的な記述で教育委員会に上がってくることになっている。小学校のその他の部分について

は、からかいや仲間外れにも分類できるものが記述としてあるので、それについては学校と丁寧
にやりとりをしながら、きちんと分類できるようにしてまいりたい。また、現状丸印しかつけられない
ことから我々が具体的な内容が捉えられないという部分もあるので、アンケートの取り方について
は、今後検討を進めてまいりたい。

2点目については、昨年度からも金銭や必要なものに関しては、警察や児童相談所等の関係
機関と連携しながら対応をしている、と回答。

小熊教育長

アンケートとしては項目がある以上そこにつけざるを得ないというところはあるが、重大なもの
は、学校としても認識をして、教育委員会と相談をしながらやっているという理解でよろしいか、と
質問。

櫻井児童生徒指導課長

そのとおりである、と回答。

小熊教育長

やはり我々がしっかりと取り組まなければいけないことは、いじめと感じた児童生徒の学校生活
に支障が出ることをないようにすることであり、一番の目的であることから、その辺については丁寧
に説明していかなければならないと私自身も感じている、と発言。

竹谷委員

スライド番号6番の匿名メール相談WEBアプリによる相談状況について、いじめ関係で小学生
が54件、中学生が3件とあるが、具体的にはどういう内容か、と質問。

青野総合教育センター所長

匿名メール相談WEBアプリで上がってくる小学生からのいじめ関係の相談内容は、児童生徒
同士のトラブルとか、叩かれてしまったとか、からかいがあったとか、そういった内容が主になって
いる、と回答。

竹谷委員

最も多いのはからかいであるか、と質問。

青野所長

そのような形になっている、と回答。

竹谷委員

内容を見るとやはりからかいとか、そういったものが多いと思う。いじめは、いじめる人といじめ
られる人の感覚の違いによって発生していると私は認識していて、お笑い感覚でやっていることが、
相手からするといじめみたいに取られるということだと思う。それをやっているほうはやっていること
にあまり気づかず、やられているほうはすごく不快な思いをしているというのが結構大きな数量
を占めているのではないかと考えている。

自分の子どもに対して、こういうのは自分では楽しんでいるつもりであってもいじめになるかもし
れない、いじめだと思われるかもしれないということを、親御さんから教育していただく、子どもに説
明していただくような風潮を作っていく。そういうことを、研修ではなくても、入学式や卒業式、運動
会などの親御さんがたくさん集まるときにしっかりと知ってもらうというような——それが全てでは

ないと思うが、これがいじめになってしまうのだということを子どもに少しずつ話す風潮を作ることと考えていただきたい。テレビのお笑い番組でやっているようなことは、学校でやるとアウトになるかもしれない。そういうことがすれ違いで起こっているということが結構ほとんどだと思うので、既に取り組んでいるかもしれないが、ぜひ考えていただきたい、と要望。

櫻井児童生徒指導課長

いじめられる側の受け取り方という部分では、いじめに関する法律の中でも被害を受ける側に立った体制になっているので、やはり、そちらに寄り添っていく必要がある。

ただ、受け取る側の問題というところ、そんなつもりはなかったのというところでは、弁護士のいじめ出張授業等でも、最初は遊びのつもりでも、心の中に水が溜まって行ってそれがこぼれて、いじめというつらい思いになってしまうことがあるということは、小学校、中学校、発達段階に合わせて弁護士等からいただいている。家庭、保護者向けという部分では、今後学校と連携しながら家庭教育学級等で、講師がいればそれを紹介するなどの周知をしていきたいとは考えている。

受け取る側——被害を受けたお子さんに寄っていく必要があるので、なかなか難しい部分はあるが、レジリエンス、心が強くなるような教育というものもしっかりやっていかなければいけないと思うので、いろいろ研究をしてまいりたいと回答。

竹谷委員

いじめている側にいじめている感覚がなく、いじめているということになってしまっている。受け取った側がいじめと認識すればいじめということをもとにやっていることであるから、いじめている側にいじめている意識がないというところに、結構な問題があるのかなと思っている。

例えば、親御さんから、自分の子どもに対して、いじめている感覚がなくても、いじめられていると思われることがあるのだということを、もっと頻繁に言ってもらう。それをセミナーや研修会でやるとなるとなかなかそこに出てきてくれない親もいると思うから、必ず親が集まるようなところで、今、いじめというのはこういう形になっているということ、どんどん皆さんに周知していくことによって、自分の子どもももしかして知らない間にいじめっ子になっているのではないかと少しずつ分かってくるのかなというふうにいる。何か大きな問題があってから解決することも重要だと思うが、いじめている、いじめられているという雰囲気を作らないようにすることが、やはり一番大事だと思うので、ぜひその辺をやっていただけたらいいと思う、と発言。

櫻井児童生徒指導課長

文部科学省からも、啓発の動画教材等も出ているので、そういったものも各学校に周知しながら、それが保護者まで伝わるように取り組んでまいりたい。そういった教材がある場合には、積極的に活用してまいりたい、と発言。

馬場委員

今の話にも関連するが、いじめの対策では、前回、前々回等も話があったとおり、いじめの未然防止がやはり一番、大事かと思う。その取組みが非常に重要であると思うので、この安心感のある学級づくりということは非常にいいことであると思う。教室の中の誰1人取りこぼさないという雰囲気づくりや授業づくりが非常に大事であると思うので、ここはしっかりとやっていただきたい。

また、以前から申し上げているが、いじめやネットモラルに関する授業、専門家による授業の回数が、個人的にはもう少しあってもよいと思う。回数というよりは、校数である。どの学校も1年に1回、どこかの学年でできるとよいと前から申し上げている。弁護士や専門家と呼ぶとなるとスケジュール的に難しいかもしれないから、青少年センターなどの市の機関で講演などができないかと思うが、その辺りはいかがか、と質問。

櫻井児童生徒指導課長

弁護士によるいじめの授業に関しては、3年間で全校にできるように予算を組んでいる。ただ、御指摘のように、青少年センターのネット安全教室も活用ができるし、ある意味専任課ができたので、我々も職員向けの研修講師と考えていたが、我々自身が子どもたちの前に立ち、いじめに関しての授業をすることも可能かと思っている。今いただいた意見に対して思いつきで話しているわけではなく、そういったことも可能か考えているので、職員と一緒に考えていきたい、と回答。

馬場委員

ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。それに関連して、いじめの未然防止というところでは、従来からある道徳の授業の充実が必須ではないかと思うが、授業研究や研修について、教育委員会が主導して行っていることはあるか、と質問。

櫻井児童生徒指導課長

基本的な教科の指導は学習指導課が持っているが、道徳科だけは、児童生徒指導課で学校からの要請訪問等に応えることになる。学校が道徳の研究授業を行う際は、児童生徒指導課の指導主事が指導を行っていくが、その際には、いじめ、不登校等に係る教材としてこういうものあるといった啓発もしていけると考えている、と回答。

馬場委員。

教育委員会として主導していくことが一つ大事なことであると思うので、ぜひよろしく願います、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 令和7年度コミュニティスクールの実施状況について(学習指導課・社会教育課)

田中学習指導課長

報告事項(5)「令和7年度コミュニティスクールの実施状況について」、説明する。

スライド番号2番を御覧いただきたい。コミュニティスクールとは、学校運営協議会を設置している学校のことである。本市においては、令和5年4月より市内全小・中・高等学校に学校運営協議会を設置した。併せて、地域学校協働活動を展開するため、市立小中学校に地域学校協働本部を設置するとともに、活動を円滑かつ効果的に実施するために、各校に1名、地域学校協働活動推進員を配置している。推進員が学校運営協議会の委員として参加することで、地域と学校との情報共有を図っている。

スライド番号3番を御覧いただきたい。学校運営協議会を運営する上で、本市が協議内容として示している内容である。必須事項として、学校運営方針の承認、地域学校協働活動について、使用教材についての協議等を示している。

スライド番号4番を御覧いただきたい。ここで1点の資料の訂正を報告させていただきたい。下から2行目の「授業日数の適正化」を「授業時数の適正化」と訂正させていただきたい。

引き続き説明を続ける。これは昨年度2月に実施された実籾小学校の取組である。3点協議がなされた。②について説明すると、運動会の実施時期を秋に変更することや、授業時数の適正化に向けて毎月の最終金曜日を4時間授業とすることなどが示され、その背景を説明し、委員の合意を図りながら教育活動を進めている様子が見られた。こうした議論の様子を保護者や地域に発

信していくことで、多くの方に納得感をもっていただくことができ、円滑な教育活動の展開につながる。

スライド番号5番を御覧いただきたい。昨年度1月に実施された第七中学校の取組である。4点協議、取組が実施された。②について説明すると、制服の改定についての必要性やこれからの方向性について議論がされた。また、今後の進め方について、生徒の声を聴いてはどうかといった意見や教職員、保護者に向けての丁寧な説明の必要性などといった意見の交換がなされた。学校だけでは決断が難しい事柄について、委員に十分な説明をして合意形成を図り、その様子を発信することで地域や保護者が納得感を持って学校の取組を進めていく事例である。

スライド番号6番を御覧いただきたい。令和7年度の教育委員会の取組である。1つ目に、学校運営協議会担当者や地域学校協働活動推進員による合同会議を実施した。この中で、学校職員のニーズや地域学校協働活動推進員の取組について情報交換することで、より良い連携のあり方について考えを深めることができた。2つ目に、千葉県コミュニティスクールアドバイザーを招いて学校職員に対する研修会を実施し、今後の取組の方向性について理解を深めた。

スライド番号7番を御覧いただきたい。令和7年度に実施された地域学校協働活動について紹介したい。学習支援として、香澄小学校では、地域団体「ドレみそ劇場」の皆様をお招きし、味噌づくり体験をした。味噌がどのような材料から作られるのかを知り、日本の伝統的な発酵食品や食文化について学ぶことができた。袖ヶ浦東小学校では、地域学校協働活動推進員の紹介により、習志野市国際交流協会の方々をファシリテーターとして招き、持続可能な社会について考えるSDGs 学習ゲームを実施した。持続可能とは何か、協力してみんなが幸せになるとはどんなことなのかなど、体験を通して楽しく学習することができた。

スライド番号8番を御覧いただきたい。学校・地域行事等の連携について紹介する。第二中学校では、卒業生の保護者や地域有志で構成される後援会である「絆の会」が、地域と学校との絆をより一層深めることを目的に「絆祭」を実施した。当日は、キッチンカーや地元商店による飲食ブース、フリーマーケットの出店、生徒による手作り品の販売、吹奏楽部の演奏やマーチングの披露など、地域全体が学校という場を通して深くつながり、世代を超えた地域の絆を育んだ。第四中学校では、生徒主体で企画・運営を行う地域共創イベント「けやきフェスタ」を開催した。当日は町会や実務商店街の方々に出店していただき、イベントを大いに盛り上げていただいた。その他各学校において、登下校の見守りや花壇整備、プール清掃、飼育小屋の管理などの環境整備も実施していただいている。

スライド番号9番を御覧いただきたい。昨年度実施したアンケートの回答結果である。これは、学校運営協議会を通して、保護者・地域の学校への協力・支援体制が充実したかという質問に対する学校職員による回答である。肯定的な回答が上昇しており、地域による学校への支援体制の充実を読み取ることができる。

スライド番号10番を御覧いただきたい。次は、学校運営協議会を通して、学校や学校運営に必要な支援等について十分な協議ができたかという質問に対する回答である。令和6年度から令和7年度にかけて肯定的な回答率が減少していて、協議の充実のための工夫が求められていることが分かる。なお、学校職員以外の委員による回答も同様の傾向にある。この課題に対して、教育委員会としては先程お示した担当者会議において、各学校の協議事項を共有したり、委員より事前に協議事項を伝えてほしい旨の声があることについて周知したりして、課題解決に向けての働きかけに努めている。次年度以降、本年度も含め、各学校の取組とともに、近隣他市における取組の好例も共有することで、より良い協議会の在り方について共通理解を図っていきたい。

スライド番号11番を御覧いただきたい。次は、学校運営協議会の運営について今後の課題として捉えているものは何かという質問に対する回答である。委員の人材確保や委員以外の方への取組の認知、さらなる地域人材の教育活動への参画が課題として指摘されている。なお、学校職員以外の委員の回答についても同様の傾向となっているほか、この後にお示しする地域学校

協働活動に関するアンケートにおいても、活動実施上の課題として、ボランティア人材の不足や教職員が行う余裕がないことが指摘されている。

スライド番号12番を御覧いただきたい。昨年度実施したアンケート回答の結果である。これは学校運営協議会を通して学校の活動や児童生徒の様子、学校が抱えている課題などを把握できたかという質問に対する学校職員以外の運営委員による回答である。肯定的な回答が年々上昇していて、学校運営協議会が、学校の様子を知っていただくよい機会になっていることが読み取れる。

スライド番号13番を御覧いただきたい。次は、学校運営協議会を通して、地域と学校が情報共有するようになったかという質問に対する回答である。令和6年度から令和7年度にかけて肯定的な回答率がわずかに減少している。学校職員以外の学校運営協議会委員への情報提供はできているものの、地域との情報共有にはまだ課題があるということが分かる。この課題に対して、教育委員会としては、現在各学校において、学校ホームページで議事録を公開したり、傍聴案内をしたりして情報の共有を図っているところである。引き続き情報発信に努めるとともに、より良い情報共有の在り方について、研究に努めてまいりたい。

スライド番号14番を御覧いただきたい。次は、学校運営協議会の運営について、今後の課題として捉えているものは何かという質問に対する回答である。学校職員の回答同様、委員の人材確保や取組の認知、さらなる地域人材の教育活動への参画が課題として指摘されている。

スライド番号15番を御覧いただきたい。続いては、地域学校協働活動に関するアンケート結果である。アンケートは市立小中学校の校長、教頭、教務主任の合計71名と地域学校協働活動推進員23名を対象に実施した。地域学校協働活動は学校教育目標の達成や教育課題の解決に効果があると思うかという質問について、教職員からの回答ではこれまでと同様に約9割から効果があるとの回答を得られているが、推進員からの回答では、肯定的な回答率が減少している。学校運営協議会での熟議や推進員を対象とした連絡会議を通して、地域学校協働活動の意義や目的の理解をさらに深めることができるよう努めていきたい。

スライド番号16番を御覧いただきたい。地域学校協働活動を実施する上で、課題として捉えているものは何かという質問に対する推進員からの回答である。ボランティア人材の不足のほかに、参考事例となる情報やノウハウがないとの回答を多くいただいた。国や県から発信される活動事例を学校と推進員に周知していくとともに、地域学校協働本部連絡会議等で各校の取組事例等についての情報を共有してまいりたい。

スライド番号17番を御覧ください。今年度の重点について説明する。学校運営協議会は課題に対する合議の場であるとともに、学校と地域の連携を促進する場でもある。この場をより良いものとするために、次の3点を重点として考えている。1点目は、学校が抱えている懸案について適切な議題を設定するよう学校に働きかけるとともに、各校の取組の共有に努めることである。2点目は、自校の教職員等が持つニーズを吸い上げ、学校運営協議会の話題として取り上げるよう働きかけていくことである。3点目は、委員として多様な人材に関わっていただくことは重要であり商工会議所や社会福祉協議会など多様な団体との連携や委員への推薦について検討を進めることである。この他、学校職員と地域学校協働活動推進員との情報交換の場を設けることで、多様な取組みについて共有を図ってまいりたい。

以上が、令和7年度コミュニティスクールの実施状況についてである、と概要を説明。

鎌田委員

学校運営協議会は各学校にあり、それぞれの特徴を生かしてやっていただいていると思う。良い取組は共有する必要があるが、学校同士で協議する場や連絡する場はあるか、と質問。

田中学習指導課長

学校同士の共有の場としては、担当者会議が年2回用意されていて、そこで教育委員会からも好事例を紹介するなど、学校同士の情報交換の場としている、と回答。

鎌田委員

画一的にやる必要はないと思うが、何かいいことがあればそれぞれ取り入れていただきたい、と要望。

高橋委員

スライド番号11番の数字は人数であって、その総数は75人でよいか、と質問。

田中学習指導課長

学校職員の人数であるので、総数はスライド番号9番でお示した75人である、と回答。

高橋委員

スライド番号14番もだが、総数や単位は、図ごとに載せたほうが分かりやすいと思う。

中身に関しては、とても大事な内容に関して、しっかりと分析されていると思った、と発言。

馬場委員

協議会が設置されて3年がたち、数値的には軌道に乗ってきたのかなとは思いますが、個別の意見をいろいろ読ませていただくと、まだ課題も多いのかと思う。

特に気になったのが、情報発信の充実に関してで、地域住民としては、はてなマークがつく。その協議会の存在というのをなかなか感じることができないように思っている。コミュニティスクールは、地域と学校が結びついて、その学校を中心に、地域全体で子どもたちを育てていくとか、地域と学校がともにあるということを目指していくことだとは思いますが、そういうふう考えたときに、地域の代表として協議会の委員の方々がせっかくいらっしゃるのに、その先の実地の地域の人たちへのフィードバックといったものが、個人的には、あまりなされてないのではないかと思う。やはりそこが一番重要なところだと思っていて、せっかくよい制度であるし、地域と学校はやはりともにあるべきだと思うので、その情報の発信の仕方といったところは、もう少し研究が必要かと思う。

また、傍聴案内をしていると書いてあるが、傍聴ができることを私は知らなかった。この資料を読んで、教育委員会のホームページから各学校のページを開いてみたが、傍聴案内している学校とされてない学校、議事録を公開している学校としていない学校が様々であった。だから、情報発信の仕方についてはやはり課題が多いのかなと思うので、その辺りはもう少しきめ細やかにやる必要があると思う、と発言。

田中学習指導課長

馬場委員の御指摘に回答したい。地域の方へのフィードバックとして、各学校では、学校ホームページや学校だよりでお知らせをしたり、学校運営協議会だよりを出したりと様々な取組があると思うが、それ以外にも、例えば、校長が地域の会合に出て学校の様子をお伝えする際にお伝えをすとか、近隣の公民館、図書館に学校運営協議会の様子を掲載している学校だよりを貼っていただくとかといった取組を教育委員会のほうで研究して、学校に示していければと思う。

もう1点の傍聴についてと、議事録についてであるが、こちらについても、やはり幅広く知っていただき、傍聴していただいたり、議事録にも目を通していただいたりして、ぜひ学校の教育内容や地域の子供たちに興味を持っていただき、ともに育てていくという視点で、学校にも、議事録や傍聴についての記載を進めていきたい、と発言。

馬場委員

ぜひよろしくお願ひしたい。議事録については、今日、ぱっと見た感じでは、内容があまり伝わらないというか、簡潔過ぎて、協議会に参加していない人が見たら何を話しているのだろうかと思うだろうなという部分もあった。情報発信をきちんとしていただいている学校ももちろんあるかと思うが、全体的な取組としてはまだまだかなと思うので、ぜひよろしくお願ひしたい、と発言。

高橋委員

馬場委員の御意見を伺っていて思いついたのだが、私も習志野市の人間であるが、一番身近なのは町内会という組織で、町内会からの連絡は結構な頻度で来るが、学校運営協議会というものは見たことないと思った。町内会と学校運営協議会とは、何かの関係は持っていないのか。あるいは持つような構想はあるか、と質問。

田中学習指導課長

例えば、委員の選定について、地域によっては町内会の役員を地域住民として選出することがあるが、全ての学校で町内会の役員が出ているかと言えば、それは実態に応じる、と回答。

高橋委員

強制することはできないと思うが、町内会の便りに、学校運営協議会でこんなことをやっているとか、こういうことに関わりませんかとかいうようなことをすれば、それなりの効果がある気がするので、御検討いただきたい、と要望。

竹谷委員

私は実際に、この間まで、今は別の学校でも学校運営協議会の委員やっていて、このアンケートにも答えた。

アンケートに答える際、協議会委員の立場で考えたときに、何かちょっと、役所がデータを集めるためのアンケートだなという感じがした。もっと、実際に学校、地域を変えるために何が必要なかというところ——例えば、先ほど出た情報の共有ということもよし、地域の人と学校が本当に課題に思っていることや、これから変えたいことがもっと出てくるようにして、それによって、実際に何をしたらいいのかというところに皆が集中できるような、そういう取組をアンケートも含めていただくと、もっとよくなるのではないかと感じた、と発言。

田中学習指導課長

委員からいただいた意見も含め、学習指導課のほうで検討していく。令和9年度には、一歩進んだ形となるよう努力していきたい、と発言。

小熊教育長

今、様々な御指摘をいただいているので、なるべく早く改善する必要があるのではないかと感じた。令和9年度ということもあるだろうが、可能であれば、次回以降の教育委員会会議で、新たな取組というか、改善した取組についての話ができればいいと思っているので、検討していきたいと思う、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 令和7年度中学校部活動地域展開に関わる生徒・保護者・教職員アンケートの

田中学習指導課長

報告事項(6)「令和7年度中学校部活動地域展開に関わる生徒・保護者・教職員アンケートの結果報告について」、説明する。

本アンケートは、運動部活動地域連携型、地域クラブ型、民間委託型を対象に実施した。

スライド番号3番を御覧いただきたい。まず、生徒のアンケート調査結果について報告する。指導員の技術や知識については、とても満足が53%、やや満足が28%で、合わせて81%が満足と回答しており、指導者に対する信頼の高さがうかがえる結果となった。また、指導内容や練習プログラムについては、とても満足が46%、やや満足が28%で、74%が満足と回答している。

スライド番号4番を御覧いただきたい。技能の上達については、格段に上達したが41%、少しは上達したが56%で、多くの生徒が上達を実感している結果となった。やりがいについては、以前より感じるが62%、変わらないが35%であり、多くの生徒がやりがいを維持または向上させている。

スライド番号5番を御覧いただきたい。保護者アンケート調査結果について報告する。地域部活動の取組については、満足は合わせて59%であり、おおむね良好な評価をいただいている。また、お子様の取組姿勢については、以前より真剣に取り組むようになったが39%であり、多くの保護者が前向きまたは従前どおりと受け止めている。

スライド番号6番を御覧いただきたい。今後の地域展開に望むこととしては、指導者の技術向上」が42%と最も多く、活動の質のさらなる充実への期待がうかがえる。次いで、緊急時の連絡体制の整備が15%、相談窓口の設置が13%となっており、安全・安心な体制整備の必要性も示されている。また、活動費の原則受益者負担というスポーツ庁の方針については、当然のことと思うが37%、仕方がないが49%と、約8割が一定の理解を示している。

スライド番号7番を御覧いただきたい。月額の適正額については、3,000円未満が67%、3,000円から5,000円が28%で、高額な月謝については慎重な意見が多い状況である。

スライド番号8番を御覧いただきたい。アンケートの自由記述では、生徒からは、より上達するために他校との合同練習を行ってみたいといった、さらなる技術向上や交流を望む声が見られた。また、保護者からは、教員の負担に配慮しつつ生徒がのびのびと前向きに活動できる環境を望むといった意見のほか、多くの知識や経験の機会を得られていることへの感謝や、技術面だけでなくコミュニケーション力や多様な考え方を学ぶ機会になっているといった評価の声も寄せられた。

スライド番号9番を御覧いただきたい。その一方で、平日と休日で指導者が変わらない体制が望ましい、仮に異なる場合でも指導方針の統一を図ってほしいといった指導体制に関する意見や、部活動の地域展開について十分に周知されていないため保護者への情報提供を充実させてほしいといった要望もあった。さらに、活動場所までの移動における安全面への配慮や外部指導者の人柄への不安など、安心・安全に関する指摘も見受けられた。

スライド番号10番を御覧いただきたい。市立小中学校のすべての教職員および講師を対象としたアンケート調査結果である。休日の指導を希望する教員は、小学校で22人、8%となり、令和6年度の10%から減少した。中学校でも75人、39%となり、前年度の42%から減少している。

スライド番号11番を御覧いただきたい。一方で、部活動の地域展開そのものについては、賛成とやや賛成が合わせて82%と前年度より増加しているが、反対とやや反対も合わせて18%あり、教育的価値や生徒指導の観点から慎重な意見も一定数あることが分かった。

スライド番号12番を御覧いただきたい。賛成の理由としては、顧問の負担軽減に対する期待が大きいことが挙げられる。あわせて、地域の人材活用による専門的指導の充実や、生徒に多様な活動、交流の機会を提供できる点も評価されている。一方、反対の理由としては、生徒指導上の問題への対処が難しくなることへの懸念や、部活動が学校教育の中でこれまでに果たしてきた教

育的意義が損なわれるのではないかといった不安の声が見られた。

スライド番号13番を御覧いただきたい。最後に、アンケート結果から見える成果と課題についてである。成果としては、地域部活動の導入により、指導者の指導の質の向上が図られ、生徒の技能の伸長が見られるなど、一定の成果が確認された。あわせて、生徒のやりがいや意欲の維持、向上にもつながっている。また、保護者からも概ね良好な評価を得ており、地域部活動に対する理解が広がっているほか、受益者負担についても一定の理解が示されている。一方、課題としては、安全・安心な運営体制のさらなる整備や、保護者等への情報提供の強化が挙げられる。また、平日、休日を含めた指導者間において指導方針や指導内容の共有を図り、一貫した指導体制を構築していく必要がある。

スライド番号14番を御覧いただきたい。今後とも、指導者研修の充実や運営体制の明確化を進めるとともに、相談体制や緊急時連絡対応の強化を図っていく。また、活動費については、国の方針に示されているスポーツ庁の動向も踏まえながら、保護者負担に十分配慮した仕組みづくりや必要な支援策を検討し、学校部活動を基盤とした持続可能で安心できる地域部活動の推進に努めていく、と概要を説明。

小熊教育長

先に補足して説明をしてもらいたいことがある。それは、保護者の自由記述にもあって、かつ、課題としても取り上げている、指導方針を合わせていくということである。これは、教育委員会としては、休日の部活動を地域展開していくことについて、学校の部活動の形というものを生かしながら進めているところであるから、方針を合わせるということは大事なことである。私も幾つか見学をさせていただき、その部分が非常に課題であったので、その辺りの取組に関してどういう手だてが打たれているのかについて、今あるのであれば補足して説明していただきたい、と質問。

田中学習指導課長

確認して、改めて報告する、と回答。

高橋委員

スライド番号6番や分析のところにもあったが、活動費の受益者負担に関しては、86%が許容しているというのは、大変ありがたいことだと思った。一方、スライド番号7番で、3,000円未満は67%であることは、3,000円未満という回答の中には1,000円という人もいるかもしれないので、なかなか厳しいなと思った。

話はやはずれるが、スライド番号7番の設問で、5,000円という人はどちらに回答すべきであるか、と質問。

田中学習指導課長

確認して、改めて報告する、と回答。

高橋委員

こちらが本題であるが、活動に必要なすべての経費を保護者に御負担いただくとは限らないと思うが、仮に全額を御負担いただくとした場合、大体1人当たり幾らぐらいになるかを試算しているか、と質問。

田中学習指導課長

今後、こちらで研究、検討、数字の推計を見ながら検討していきたい、と回答。

馬場委員

今のことに関連するが、部活動を行うに当たって今も部費を集めているところはあると思う。それに加えて、休日の部活動に対する費用が上乘せされるのかなというふうに想像している。実際に各部活動で部費がどのように使われているかということは、私も部活動の保護者会をやっていた経験があって、総会等をつまびらかにするのであるが、その辺りの保護者への説明と、その休日の部活動に対する費用は幾らかかるという丁寧な説明が必要だと思う。部費に加えて休日の部活動分もプラスされてしまうのかという感覚もあるのかなと思うので、その辺りは明確化することが大事かと思うので、よろしく願いたい。

また、自由記述のところ、地域展開をしていることを知らなかった保護者がいる点は、問題だと思っている。もちろん、説明会等があったと思うが、伝わっていない保護者がいるという事実がある以上——例えばお子さんが言っていなかったとか親に伝えていなかったとかといったケースもあるかもしれないが、休日に先生以外の方が指導しているということを知らせることは大前提だと思うので、きちんとしていただく必要があると思う。

またその安全面とか、人柄とかといった話もあったが、スライド番号6番の保護者アンケートの中で、今後の部活動の地域展開に望むこととして相談窓口があると良いというような意見が13%あるようだが、相談窓口に関しては、今の段階ではどのような形になっているか、と質問。

田中学習指導課長

まず、1点目の保護者に対しての丁寧な説明についてお答えしたい。これは学習指導課でも大変大きな問題と捉えていて、どのように周知して御理解をいただきながら進めていくのかということ、とても大切にしている。来週、千葉県教育庁葛南教育事務所の部活動の地域展開コーディネーターと打ち合わせをする時間を持つので、保護者への周知の仕方や県の好事例について、情報提供していただき、また、学校の保護者会の説明にそうした講師を紹介していただけるか、それとも私どもが実際に説明に行くかなど、好事例を参考にさせていただき、可能なところから取り組んでいきたい。

また、2点目の相談窓口については、確認してまた改めてお知らせする、と回答。

馬場委員

保護者会での説明ももちろん大切だと思うが、保護者会に来ない保護者ももちろんいるので、そこをどうするかということも、きちんとしていただきたいと要望。

鎌田委員

私からは2点あって、まず1点は、この改革はどこを向いているのかということである。もともとの職員の負担軽減ということと部活動の地域展開で地域の人と皆で盛り上げようということ、これらはとてもいいことだが、実際にそれを享受する生徒なり保護者なりのどこにメリットがもたらされるかを考えないとウイン・ウインの関係にならないと思っている。そこで、先ほどからの月謝の問題であるが、今までなかったのにそれプラスアルファを払うということについては、生徒や御家庭にはそれなりのメリットがなければよくないと思っている。それで、スライド番号3番の右側にある指導内容、練習プログラムについては、とても満足とやや満足を合わせて7割強の生徒がいるが、21%は普通という回答になっている。プラスアルファがあるのに、普通ではよくないと思う。したがって、地域展開するに当たって、その指導者の技術力が高いとか、よく指導してくれて熱心だとかといったメリットを感じられるようにもっと指導力を上げていただかないといけないと思っている。

もう1点は、スライド番号4番の右側にある部活動にやりがいを感じるかどうかについて、やりがいを感じる生徒がかなりいる一方で、以前よりやりがいを感じなくなった生徒が14人、割合にして3%とあって、非常に問題だと思っている。その理由は何なのか、アンケートには書かれている

のかもしれないが、そこをちゃんと調査して、改善していかないと底上げができないと思っている、と発言。

田中学習指導課長

まず、1点目について、生徒にとってより望ましいスポーツ環境を作っていくという観点と、部活動のよさを生かした活動を推進してスポーツに親しんでいくという観点から、地域展開していくことが望ましいと考えている。

次に、2点目について、学習指導課としては、このやりがいを感じなくなったという意見に着目して、どのようなことでやりがいを感じなくなったかというところを分析することが、より底上げに繋がると考えているので、今後も研究してまいりたいと、と発言。

鎌田委員

ぜひともよろしくお願ひしたい、と発言。

竹谷委員

そもそも、指導者はどういう方であるか。指導者は、学校の先生ではなくスポーツクラブのような専門の方なのかどうか、また、今、十分に足りているのかどうか、と質問。

田中学習指導課長

大きく3つの形があり、1つ目の運動部活動地域連携型では、既存の部活動に対し市が指導員を派遣する仕組みとなっている。また、2つ目の地域クラブ型では、生徒が学校の枠を超えて地域のクラブに所属する形となっていて、地域全体で支える仕組みである。今、運動部活動では一律で中学校の陸上競技を対象に習志野市陸上競技協会が、文化部活動では一律で小中学校の吹奏楽部管弦楽部を対象に習志野市管楽器教育研究会がそれぞれの運営を担っている。3つ目の民間委託型では、市が委託した業者が指導者の確保や運営を行う取組となっている。民間委託業者に採用された指導者が各学校の子どもたちを指導する形になっている、と回答。

竹谷委員

あともう1つ、人自体は足りているかという点はどうか、と質問。

田中学習指導課長

人数は十分とはいえず、足りない状況である、と回答。

竹谷委員

教える人は専門の人が一番よいと思うが、例えば私のいる商工会議所ではいろいろな工場を経営されている方の中——それこそ習志野市役所の中にも、元サッカー一部の方などがたくさんいると思うが、そういった方を活用するとか、あと企業であれば、企業との連携をしながら企業から出してもらおうとかすればお金もあまりかからず、習志野市への定着率も上がって、さらに、その企業に勤めている元スポーツをやっていた人にもやりがいがあると思う。そういうことを、一緒にやれたらいいのかなとも考えているので、その辺も御検討いただきたい、と要望。

田中学習指導課長

ちょうど本日、商工会議所の方と打ち合わせをして、今度会議にも出席させていただくことになっているので、ぜひできる連携を探り、協力をお願いするなどしていきたい。よろしくお願ひしたい、と発言。

竹谷委員

よろしくお願ひしたい、と発言。

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

議案第18号 習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(生涯スポーツ課)

伊東生涯スポーツ課長

議案第18号「習志野市学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

学校体育施設開放については、学校教育に支障のない範囲において、小中学校の体育施設を運動の場として、地域のスポーツ団体に、土曜日、日曜日及び休日に貸し出しているところである。今回の提案理由は、体育館空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を徴収することに伴い、規則の一部を改正しようとするものである。

具体的には、規則の第7条に第3項として、体育館の空調設備を使用した利用者は、使用の都度、その使用実績を教育委員会に報告するとともに、当該空調設備の使用に係る光熱費の実費相当額を教育委員会が定める期日までに支払わなければならない、と追加するものである。

施行日は令和8年5月1日とするものである、と概要を説明。

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案どおり可決された。

その他

小熊教育長

先ほどの報告事項(6)において保留となっていた質問の受益者負担と現在の相談窓口について回答していただきたい、と発言。

田中学習指導課長

まず、1点目については、スライド番号7番を御覧いただきたいが、アンケートでは、上から2段目を3,000円から5,000円で集計し、上から3段目を5,001円から7,000円で集計していた。スライド番号7番をそのように訂正してお詫び申し上げる。

次に、2点目の相談窓口については、民間委託型で休日に行っているものでは業者がコールセンターを設置し、そこが相談窓口となっている。それ以外のものは、顧問を中心とした学校での対応となっている、と回答。

小熊教育長

中学校部活動の地域展開に関わる質疑の中で、いくつか課題を整理しなければいけないところがあったと思うので、もう一度、事務局として課題を整理して明確にしていきたい。よろしく準備をお願いしたい、と発言。

小熊教育長が質疑なしと認め、その他は終了した。

＜報告事項(7)及び報告事項(8)並びに議案第19号ないし議案第22号は非公開＞

報告事項(7) 臨時代理の報告について(令和8年度習志野市立小・中・高等学校学校運営協議会委員の任命について) (学習指導課)

報告事項(7)は終了した。

報告事項(8) 臨時代理の報告について(習志野市教育支援委員会委員の委嘱について) (学習指導課)

報告事項(8)は終了した。

議案第19号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について (教育総務課)

中野教育総務課長

議案第19号「習志野市通学区域審議会委員の委嘱について」、概要を説明。

採決の結果、議案第19号は原案どおり可決された。

議案第20号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について (社会教育課)

松浦生涯学習部主幹

議案第20号「習志野市史編さん委員会委員の委嘱について」、概要を説明。

採決の結果、議案第20号は原案どおり可決された。

議案第21号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (生涯スポーツ課)

伊東生涯スポーツ課長

議案第21号「習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、概要を説明。

採決の結果、議案第21号は原案どおり可決された。

議案第22号 令和8年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について (学習指導課)

田中学習指導課長

議案第22号「令和8年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について」、概要を説明。

採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言